

省令

○農林水産省令第二号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十六条の二第一項及び第十六条の三第一項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和六十年二月十三日

農林水産大臣 佐藤 守良

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令(植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項第二号中「及び五の項」を削る。

別表二の二の項地域の欄中、「小笠原諸島」を削り、同表五の項を削る。

別表四の一の項地域の欄中、「小笠原諸島」を削る。

別表五の一の項地域の欄中、「小笠原諸島」を削る。

附則

この省令は、昭和六十年二月十五日から施行する。